青梅市庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託仕様書

青梅市庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託の実施については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1　受注者は、青梅市庁舎における衛生的な環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「法」という。）にもとづき、維持管理を行うものとする。

2　受注者は、建築物環境衛生管理技術免状を有する者を、青梅市庁舎における建築物環境衛生管理技術者として選任するものとする。

3　受注者は、前項に定める建築物環境衛生管理者技術者を選任したときは、氏名、住所その他必要な事項を書面にて発注者に報告する。

4　受注者は、発注者があらかじめ用意した帳簿書類（法第１０条に定めるもの）に、給水および排水の管理、清掃ならびにねずみ、こん虫等の防除の計画、実施状況、発生状況（これらの措置に関する測定または検査の結果ならびに当該措置に関する設備の点検および整備の状況を含む。）その他環境衛生上必要な事項を記録するものとする。

5　前項に定める帳簿書類は、月１回（発注者が必要とするときはその都度）発注者の確認を受けるものとする。

6　行政棟７階の末端の出口で給水される水（飲料水）が次表に掲げる基準に適合するよう管理を行い、毎日、必要な検査を行うものとし、給水設備自主点検を月１回行うものとする。

また、冷水器については、毎朝、使用前に５～１０分（約１０～２０Ｌ）程度の水を飲口から流し、タンク内の水を入れ替えるものとする。

基準または内容	検査等		備考
	内容	実施回数	
給水される水が水道法（昭和３２年法律第１７７号）第４条の規定による水質基準と適合すること。	左に掲げる基準に適･否の水質検査	６か月に１回	厚生労働大臣の許可を受けている者において行うこと。
受水槽の清掃	３０㎥	年１回	
残留塩素等の測定	水道水に含まれる残留塩素含有率の測定	毎日	

雑用水の水質管理	水洗便所に供する雑用水の検査	週１回	２か月に１回は大腸菌検査

７　ねずみ、こん虫等の発生および進入の防止ならびに駆除を６か月に１回行うこと。

８　空気環境の測定を２か月に１回行うこと。

なお、測定箇所は次表のとおりとする。

測定フロア	測定箇所数	備　　考
７階	1	７階食堂
６階	2	事務室内（情報システム課は除く。）
５階	2	事務室内
４階	3	事務室内と秘書広報課秘書係
３階	2	事務室内
２階	2	議会事務局と２Ｆ喫茶コーナー
１階	4	事務室内
地下１階	2	中央監視室と印刷室
屋外	1	外気
合　計	１９	

９　測定項目は浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流の６項目とする。

10　庁舎屋上の冷却塔（２基）において、機械を冷却する冷却水の分析（レジオネラ属菌の有無）を年１回行うこと。

11　この業務に使用する備品類、消耗品類は受注者の負担とする。

12　この仕様書に定める検査等の実施時期については、受注者は、あらかじめ発注者と協議し決定するものとする。